

指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、令和元年12月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

1 指定概要

(1) 施設概要

名称：北九州市立小倉母子寮

施設内容：①施設概要

敷地面積（1,584.41㎡）、延床面積（1,796.04㎡）

母子室30室、緊急一時保護室2室、学習室、集会室、保育室、相談室、静養室、事務室、宿直室等、駐車場

②事業内容

入所者の自立支援に関する業務（生活指導、就労指導、相談援助、健全育成）、退所者の相談援助、緊急一時保護事業、施設の管理に関する業務（庶務事務、維持管理業務）、その他の業務（事業計画等）

(2) 指定期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日

(3) 指定管理者候補の概要

名称：社会福祉法人孝徳会

所在地：北九州市若松区大字安屋3310番地3

主な業務内容：特別養護老人ホーム、障害者支援施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人デイサービス事業、障害福祉サービス事業の経営

2 指定の経緯

令和元年 8月13日～8月21日 募集要項配布

令和元年 8月21日 説明会の開催

令和元年 9月2日～9月17日 申請書及び事業計画書の受付

令和元年10月1日 指定管理者検討会（ヒアリング）

令和元年10月 指定管理者候補を決定

(1) 応募資格

社会福祉法人等の団体で、本社、本店又は主たる営業所、事務所等を、事故など緊急な対処を要する事態が発生した場合に迅速に対応できる場所に有するもの。

(2) 応募状況

説明会参加：2団体

応募件数：1団体（社会福祉法人孝徳会）

3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者や専門家等による指定管理者検討会を開催し、応募者から提出された事業計画書等について検討しました。市は、検討会の検討結果を参考に指定管理者候補を決定しました。

4 検討会構成員

- ・〔学識経験者〕 文屋 典子（西南女学院大学講師）
- ・〔有識者・婦人代表〕 平位 和子（北九州市母子寡婦福祉会顧問）
- ・〔有識者・市民代表〕 松尾 まゆみ（北九州市民生委員児童委員協議会
主任児童委員部会長）
- ・〔会計・経営分野〕 松木 摩耶子（松木公認会計士税理士事務所
公認会計士・税理士）

5 選定基準等

| 選定基準（＝審査項目）及びポイント | |
|-------------------|---|
| 1 | 指定管理者としての適性 |
| | (1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針 |
| | ① 応募団体が、市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営（指定管理業務）に対する理念や基本方針を持っているか。 |
| | (2) 安定的な人的基盤や財政基盤 |
| | ① 長期間安定的な管理運営（指定管理業務）を行っていただくだけの人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。 |
| | (3) 実績や経験など |
| | ① 応募団体が同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。 |
| | ② 応募団体が施設の管理運営（指定管理業務）に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。 |
| 2 | 管理運営計画の適確性 |
| | 【有効性】 |
| | (1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み |
| | ① 施設の管理運営（指定管理業務）に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。 |
| | ② 利用促進を目的としている施設の場合、施設の利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。 |
| | ③ 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。 |
| | (2) 利用者の満足度 |
| | ① 利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。 |
| | ② 利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。 |
| | ③ 利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。 |
| | ④ 利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。 |
| | ⑤ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。 |

| | |
|-------------------------------|--|
| 【効率性】 | |
| (3) 指定管理料及び収入 | |
| ① | 指定管理業務に係る費用（指定管理料）が最小限に抑えられているか。 |
| (4) 収支計画の妥当性及び実現可能性 | |
| ① | 収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか。 |
| ② | 経費の配分は適切であるか。 |
| ③ | 積算根拠は明確であるか。 |
| ④ | 再委託が適切な水準で行われているか。 |
| 【適正性】 | |
| (5) 管理運営体制など | |
| ① | 施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。 |
| ② | 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員の配置が合理的であるか。 |
| ③ | 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。 |
| ④ | 職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。 |
| ⑤ | 地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。 |
| (6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など | |
| ① | 施設の利用者の個人情報保護のための対策が十分に考えられているか。 |
| ② | 日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。 |
| ③ | 防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分に考えられているか。 |

【評価レベル】

| 評価レベル | 乗 率 | 評価レベルの考え方 |
|-------|------|---------------------------------------|
| 5 | 100% | 特に優れている（市の要求水準を大幅に上回っている、高度な能力を有している） |
| 4 | 80% | 優れている（市の要求水準を上回っている、十分な能力を有している） |
| 3 | 60% | 普通（市の要求水準を満たしている、一応の能力を有している） |
| 2 | 40% | 多少不十分である（市の要求水準を下回っている、多少能力が乏しい） |
| 1 | 20% | 不十分である（市の要求水準を大幅に下回っている、能力が乏しい） |
| 0 | 0% | 劣っている（能力がほとんどなく、任せることに不安がある） |

6 審査結果

(1) 評価レベル及び得点

| 団体名 | 選定基準（＝審査項目） 及びポイント | 配点 | 評価レベル | | | | 検討会 審査結果 | 得点 |
|------------------|----------------------------|-----|-------|----|----|----|-------------|----|
| | | | 構成員 | | | | | |
| | | | A | B | C | D | | |
| 社会福祉法人 孝徳会 | 1 指定管理者としての適性 | | | | | | | |
| | (1) 施設の管理運営に対する 理念、基本方針 | 5 | 4 | 4 | 3 | 3 | 4 | 4 |
| | (2) 安定的な人的基盤や財政 基盤 | 5 | 4 | 4 | 3 | 3 | 4 | 4 |
| | (3) 実績や経験など | 5 | 2 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| | 2 管理運営計画の適確性 | | | | | | | |
| | 【有効性】 | | | | | | | |
| | (1) 施設の設置目的の達成 に向けた取組み | 25 | 3 | 4 | 3 | 3 | 3 | 15 |
| | (2) 利用者の満足度 | 10 | 3 | 4 | 3 | 3 | 3 | 6 |
| | 【効率性】 | | | | | | | |
| | (3) 指定管理料及び収入 | 10 | 3 | 4 | 3 | 3 | 3 | 6 |
| | (4) 収支計画の妥当性及び 実現可能性 | 10 | 4 | 4 | 3 | 3 | 4 | 8 |
| | 【適正性】 | | | | | | | |
| | (5) 管理運営体制など | 15 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 9 |
| | (6) 平等利用、安全対策、 危機管理体制など | 15 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 9 |
| | 合 計 | 100 | 63 | 73 | 60 | 60 | — | 64 |
| 地元団体に対する優遇措置（5点） | | | | | | | 69 | |

(2) 検討会における主な意見

- ・母子寮は特別な配慮が必要な方が入所する施設である。現在母子寮に勤務している職員で、今後も母子寮で働きたいという方がいれば、ぜひ雇用を継続してもらいたい。
- ・母子寮は通常の施設とは違うという点をしっかり意識してもらいたい。
- ・母子寮の物理的な安全面及び個人情報の管理について危機管理の意識をもっ
ていただきたい。

(3) 検討会における検討結果

今回、指定管理者が変更となり、応募団体は母子寮の管理・運営は初めてとなるが、長年、高齢サービス施設を運営してきた実績や理念、安定した財政基盤、福祉分野における経験豊かな人材を有しており、今後は母子家庭の福祉向上という新たな視点を踏まえ、現在母子寮に勤務している職員の強みを活かしながら、母子寮の更なる安全・安心な管理・運営を期待したい。

以上のことから、応募団体について検討会で審査した結果、適性と効率性の2つの審査項目については評価レベル4と3、有効性と適正性の2つの審査項目については評価レベル3となり、全体的に市の要求水準を満たしており、一定の能力を有していることが認められた。

7 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、社会福祉法人孝徳会を指定管理者候補に選定した。

(1) 選定された団体の主な提案内容

別紙「提案概要」のとおり

(2) 市における主な選定理由

- ・長年、特別養護老人ホーム等の施設を管理・運営してきた実績を有し、また、近年は企業主導型保育園事業、法人施設内への保育園設置等、児童の福祉向上にかかる取組みに積極的である。
- ・市内7拠点、約570人のスタッフを抱える社会福祉法人であり、母子寮入所者の希望によっては、退所後、法人内の施設での就労につなげる準備があり、入所者の自立に向けたサポートが期待できる。
- ・平成15年度より、養護老人ホームを業務受託、平成18年度からは指定管理業務として受けており、長年の施設管理・運営の実績を有しており、入所者のケア、施設の安全管理、個人情報取り扱いなど、入所者が安全、安心して生活できるよう、スタッフへの教育、関係規定やマニュアル等の整備が適切に実施されている。
- ・今後、母子寮の指定管理を受けるにあたり、現在の母子寮スタッフを継続雇用し、これまで母子寮を長年にわたって管理・運営してきた知識や経験が円滑に引き継がれ、活用されることで、入所者との人間関係の継続性、安心感等が期待できる。
- ・平成30年度は、法人全体で約21億6,000万円の繰越金があるなど、経営基盤が安定している。

8 提案額

- | | |
|--------|----------|
| ・令和2年度 | 55,549千円 |
| ・令和3年度 | 55,923千円 |
| ・令和4年度 | 56,271千円 |
| ・令和5年度 | 56,623千円 |
| ・令和6年度 | 56,976千円 |